

公立大学法人京都市立芸術大学の平成29年度及び第一期中期目標期間における業務実績に関する評価結果報告について

公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の各事業年度及び中期目標期間における業務実績については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を受けることとなっています。

この度、評価委員会において平成29年度及び第一期中期目標期間における業務実績に関する評価が行われ、「公立大学法人京都市立芸術大学 平成29年度及び第一期中期目標期間における業務実績評価書」により報告がありましたので、お知らせします。

1 平成29年度業務実績に関する評価結果の概要

(1) 全体評価（別添 平成29年度業務実績評価書 P. 3）

- 全体としては、年度計画に定めた事項は計画に沿って良好な取組状況にあり、特に外部資金の獲得や自己収入の増に積極的に取り組んでおり、法人化6年目を迎え、安定した運営が行われていることを確認した。
- 項目別評価については、大項目の全4項目がA評価（中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。）という結果となり、第一期中期計画の達成に向けて順調に進んでいると認められる。
- 今年度からスタートした第二期中期目標期間（平成30年度～35年度）においては、新たな中期目標・中期計画の達成に向けて、更なる自己改革、自己改善に努められることを期待する。

(2) 項目別評価（別添 平成29年度業務実績評価書 P. 4～）

| 項目 | 判断基準 | | | | |
|-------------------------|------------------------|---|---|---|---|
| | S | A | B | C | D |
| 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 | 中期計画終了後に 総括的に評価する項目 | | | | |
| 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標 | | ○ | | | |
| 第3 財務内容の改善に関する目標 | | ○ | | | |
| 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 | | ○ | | | |
| 第5 その他の業務運営に関する重要目標 | | ○ | | | |

※評価の判断基準

- S 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
- A 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。
- B 中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。
- C 中期計画の達成のためにはやや遅れている。
- D 中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。

2 第一期中期目標期間業務実績に関する評価結果の概要

(1) 全体評価（別添 第一期中期目標期間における業務実績評価書 P. 4）

- ・ 第一期中期目標期間（平成24年度～29年度）においては、教育研究の充実による創造的な人の育成と成果の公開・発信及び意思決定の迅速化や柔軟な組織体制の構築に一定の成果を上げ、積極的に外部資金を獲得するなど財政内容の改善に努めてきたことを確認した。
- ・ 項目別評価については、大項目の全5項目がA評価（中期目標・中期計画の達成状況が良好である。）という結果となり、第一期中期目標期間における中期目標・中期計画の達成状況が良好であると認められる。
- ・ 第二期中期目標期間（平成30年度～35年度）においては、最終年度に京都駅東部エリアへのキャンパス全面移転を控えており、移転後の立地を生かした新たな活動、交流、教育研究成果の一層の還元が期待されるとともに、移転後の環境変化に速やかに対応できる教育研究体制の構築が求められる。
- ・ これまでの取組を一層推進し、教育研究の要となる教員の指導能力の向上、さらには、展覧会や演奏会の企画・運営など芸術大学ならではの高度な専門性を備えた職員の育成にも取り組み、世界の「文化首都・京都」の都市格を一層高めることに貢献することを期待する。

(2) 項目別評価（別添 第一期中期目標期間における業務実績評価書 P. 6～）

| 項目 | 判断基準 | | | | |
|-------------------------|------|---|---|---|---|
| | S | A | B | C | D |
| 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 | | ○ | | | |
| 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標 | | ○ | | | |
| 第3 財務内容の改善に関する目標 | | ○ | | | |
| 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 | | ○ | | | |
| 第5 その他の業務運営に関する重要目標 | | ○ | | | |

※評価の判断基準

- S 中期目標・中期計画の達成状況が非常に優れている。
- A 中期目標・中期計画の達成状況が良好である。
- B 中期目標・中期計画の達成状況がおおむね良好である。
- C 中期目標・中期計画の達成状況が不十分である。
- D 中期目標・中期計画の達成状況に重大な改善事項がある。

3 評価委員会について

(1) 設置の趣旨

法人の業務実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにする等のため、法により市長の附属機関として京都市に設置することが義務付けられているもの。

(2) 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会 委員名簿 (平成30年9月現在)

| | |
|--------------------|----------------------------|
| いたか こうし 位高 光司 | 京都経営者協会顧問 |
| おおた こうじん 太田 耕人 | 京都教育大学理事・副学長 |
| かわむら よしお ◎河村 能夫 | 龍谷大学研究フェロー・地域連携フェロー (名誉教授) |
| すずか かなこ 鈴鹿 可奈子 | 株式会社聖護院八ッ橋総本店専務取締役 |
| なかだ えり 中田 英里 | 公認会計士 |

◎は委員長 (五十音順・敬称略)

4 業務実績評価書の公開について

業務実績評価書については、京都市及び京都市立芸術大学のホームページで公開しています。

(京都市情報館:URL)

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000241931.html>

(京都市立芸術大学:URL)

<http://www.kcua.ac.jp/profile/plan/>